

「子ども支援実践現場における
保護者への子育て支援についての一考察
— アンケート調査の結果分析より —」

出川 聖尚子 (熊本学園大学社会福祉学部)
山西 裕美 (熊本学園大学社会福祉学部)
岡村 ゆかり (熊本学園大学社会福祉学部)

A Study on Child-Rearing Support
for Parents at children's support facilities
— An Analysis of the Results of Questionnaire Survey

Risako DEGAWA
Hiromi YAMANISHI
Yukari OKAMURA

要 約

少子化や核家族化、家庭生活の多様化、地域における関係の希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育て家庭支援のニーズは増している。本研究では、子ども支援実践現場における子育て支援の課題について、なかでも、特に保護者対応について支援者の抱える課題について注目した。支援者の保護者への意識と対応を聞いたアンケート調査を行った結果、保護者支援の現場において支援者の約9割が保護者対応で違和感を持つことがあること、約8割が困った経験があると回答している。「子育ての当たり前」と、「子ども支援」に対する考え方や意識が保護者と支援者とでは異なっていると考えられた。また、支援者が施設・機関内外での連携が十分とれていないことが明らかになった。今後、保護者対応の技術の向上に向け、施設・機関内外での連携による可能性が期待される。

はじめに

近年、少子化や核家族化、家庭生活の多様化、女性の就労率の上昇、地域における関係の希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化している。また、不登校の児童や特性を持った子どもの増加、いじめの変容など子どもの育ちをめぐる状況は変化し、「子どもたちの変容」¹とも言われている。

社会における少子化や増大する子どもへの虐待の深刻化は、親の育児への不安感や負担感を示し、社会でもその対応が求められることとなった。こうしたなか、保育所や幼稚園は地域の子育て支援の拠点として保護者や地域の子育て家庭に対する支援の役割を担うようになった²。また、2015年4月から施行された子ども・子育て支援新制度では「地域の子育て支援等の機能の充実」が掲げられ、子ども支援において保護者対応は重要な役割と位置づけられた。子ども支援実践現場の支援者は、子どもだけでなく保護者への支援が求められるようになり、保護者への対応の力も必要とされている。

社会の変化とともに保護者が変容し、また個々の家庭の子育て力が低下し、親族や近隣などインフォーマルな子育て支援が減っている状況において、子ども支援実践現場における子育て支援に対しての期待が増すのは当然のことといえる。子ども支援実践現場において子育て支援の重要な担い手は支援者である。それゆえ、支援者が保護者に対する子育て支援を困難なく行うために、支援者を支えるしくみを構築していくことは重要なことと考える。

そこで、本研究では、保護者対応している支援者に対して行った、保護者対応での意識と対応についてのアンケート調査結果から、子育て支援実践現場での保護者対応の課題を整理し、支援者を支えるしくみを構築することを目指している。そのため、本稿では、第1章で子ども・子育て支援の変遷、第2章で今回実施した調査の概要、第3章で調査結果、第4章で調査結果の考察から課題を示し解決に向けた提案を行っている。

第1章 問題の所在

1. 子ども・子育て支援をめぐる状況

2021（令和3）年に生まれた子どもの数は811,622人で、2020（令和2）年840,835人と比べて約3万人減っている。合計特殊出生率も2020（令和2）年1.33であったが、2021（令和3）年には1.30と減少している。コロナウイルス感染症の流行によって少子化が加速しているとも考えられるが、それ以前にあっても出生数・合計特殊出生率の減少傾向は続いている。

1 堀（2020）は、子どもたちに対してここ10年程度かつてのように喫煙や飲酒、万引きなどの指導はなくなり、いじめ指導や不登校の対応が増え、また、特別な支援を要する個別の配慮が求められるようになった。

2 2008年（平成20年）に改定された「保育所保育指針」から、第1章総則の中に、「保育所の役割」と「保育所の社会的責任」が新たに明記され、保育所での子育て支援の役割が付加された。また、第6章には保護者に対する支援が新設された。児童福祉法第18条の4には保育士は「専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と保護者支援を行うものと示されている。また、2007年学校教育法に幼稚園の役割においても子育て支援が付加されている。

子どもの数は減っている一方で、児童虐待は年々増加している³。児童虐待の起きる背景に家庭の孤立が指摘されている。児童のいる世帯の全世帯に占める割合は、20.7%（2021（令和3）年）で、1989（平成元）年の41.7%の半分以下となっており、地域において自然に子育ての支えあいのしくみができることは難しい状況にある（厚生労働省 国民生活基礎調査2021）。そのため、母子保健分野では養育家庭訪問事業などハイリスクアプローチと乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）などポピュレーションアプローチの両面から支援が行われ、特別な支援が必要な家庭に対しても、すべての子育て家庭に対しても子どもが生まれた早い段階から社会とかかわる仕組みが作られている。

また、子どもを育てている家庭において、母親が仕事していない割合は低下し、仕事をもつ母親の割合が増加傾向にあり、特に末子の年齢階級別にみた母親の仕事の状況の年次推移を見ると、就学前の子どもをもつ母親の就業率が他の年代と比べて急増している（厚生労働省 同上）。その結果、保育所等⁴を利用する児童の割合は、2021（令和3）年度就学前児童数全体において全年齢平均で50.9%と就学前児童数の過半数を占め増加傾向にある⁵。また、学齢期における親の就労を支える放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）においても登録児童数⁶も年々増加している。女性の就業が促進され、働きながら子育てしている母親が増加し、それを支えるしくみが社会に整えられてきている。

近年、未就学障害児による児童発達支援の利用児童数⁷、学校において通級による指導を受けている児童生徒数⁸、学校通学中の障害児へのサービスの利用児童数⁹も増加している。

子どもや子育て家庭には、子どもを生き育てる環境、子育て家庭の就労状況、子どもの特性などに応じた社会的支援が必要な状況になってきている。そのため、子ども・子育て支援ニーズが高まり、子どもを支援する場の種類と数が増し、子育て家庭と子ども支援現場とが関わる機会が増えている。そうした現状を踏まえ、2007（平成19）年の学校教育法の改正で「幼稚園」には子育て支援の役割が明記され、2008（平成20）年改訂の「保育所保育指針」には第6章に「保護者に対する支援」が新設されている。子ども・子育て支援の場が増加すると同時に、子ども支援現場には「保護者に対する支援」というソフト面の役割も付け加え

3 児童相談所における児童虐待相談件数は207,659件で過去最高となっている。

4 保育所等とは、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業をさしている。

5 保育所等を利用する児童は2,729,899人（2022（令和4）年4月1日現在）となっている。平成27年度の調査から、従来の保育所に加え、平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業*1（うち2号・3号認定）の数値を含み集計されている。「保育所等関連状況取りまとめ（令和4年4月1日）」

6 2021（令和3）年の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の登録児童数は1,348,275人で、前年比37,267人増となっている。

7 2019（令和元）年の児童発達支援の利用児童数111,792人で、2018年と比べて8885人増となっている。2015（平成27）年には74,277人であり、毎年1万人程度増加している。

8 令和2年度には、通級による指導を受けている児童生徒数（公・私・国を含む）は164,697人にのぼり、平成30年度123,095人、令和元年134,185人から比べても数が増えている。特に、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害の児童の増加が目立っている。

9 障害児サービスの利用児童数は、34.1万人（2020（令和元）年10月）。2015年と比べて約15万人増加している（2015（平成27）年19.7万人）。特に障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの占める割合が大きく、また増加幅も顕著である。

られるようになった。子ども支援実践現場において支援者が子育て家庭を支えるためには、子ども・保護者への理解と子育て家庭への現状に促した働きかけが必要となる。しかしながら、2019年度に施行された保育士養成カリキュラムにおいてソーシャルワーク関連科目が整理統合され、幼稚園教員養成においては保護者支援を学ぶ科目もカリキュラムに設定されていない状況にあり、現在の支援者養成において保護者対応に必要な知識と技術を身につける機会は十分とは言えないと考えられる。

2. 「保護者支援」・「保護者対応」の変遷

先行研究によると、「保護者支援」という言葉は、1990年代後半に障害を持つ子どもの保護者への支援について、2000年代になると対象が拡大し「不登校児」、「被虐待児」、「『気になる』子ども」の保護者に対しての支援となり、障がい児、特別支援教育、保育の分野で取り上げられるようになる。2000年代後半には、特定のニーズのある子どもだけではなく、一般的な保護者に対する支援について調査研究が行われている¹⁰。2008（平成20）年告示の「保育所保育指針」において、在園児の保護者及び地域の子育て家庭の保護者への支援として第6章に「保護者に対する支援」が記載され、一般的な保護者に対する支援を意味するようになる。2017（平成29）年告示の「保育所保育指針」では、「保護者に対する支援」の章はほぼ内容は変更されず、「子育て支援」という名称に変更されている。

また、「保護者の対応」という言葉は、教育分野において1990年代後半から「生徒指導」や「障害児」など子どもの特定の状況における保護者に対して使用されており、2000年代になると、無理難題を要求する保護者に疲弊する教育現場において使用されるようになる¹¹。2010年以降は、クレームなど保護者対応が困難な事例に関して、「保護者対応トラブル」、「保護者対応：困難事例」などが使用されるようになる。「保護者対応」は、教育現場で担任が業務を行う上での保護者とのかかわり、例えば保護者への電話連絡、家庭訪問、来校しての面談などの際に「保護者への配慮の必要」という意味で使用されており、「対応を間違えると尾を引くこともある」など保護者へのかかわりには気をつける必要があること¹²、また、それは、保護者一般に対して配慮するという認識へ変わってきた。

3. 研究の目的

子ども支援実践現場の支援者が保護者対応において困難を抱え¹³、また、保育士や施設職員が保護者対応の難しさによって離職していく状況がみられる¹⁴。支援者が、保護者への対応で

10 「保育者が感じている問題とカウンセリングニーズ」（2007 井上他）。

11 1990年代後半に「イチャモン」、「無理難題要求」小野田（2005）、「モンスターペアレント」などの言葉を使用し保護者対応についての現状が語られるようになる。

12 「保護者対応すきまスキル70 小学校低学年」（2020 堀他）

13 保育者の保護者との困難性に関して、高橋（2015）は保育所の持つ保育所が幼児教育と福祉施設のふたつの役割を果たすことで保護者支援を難しくしていること、片山（2015）は若手保育者の保護者支援の困難性、岸本（2019）は、保護者支援の困難感についての先行研究から内容と構造について分類している。太田（2016）は、保育士の保護者対応におけるバーンアウトの要因を指摘し、勝浦（2021）は保護者支援の困難感を保護者との関係段階によって異なる困難性について指摘した。

14 「東京都保育士実態報告書」（2021（令和4）年）によると、現在保育士として就業している者の退職意向理由に「保護者

負担感や困難さを抱き、その解決あるいは軽減する有効な方法が見つけられているとは言い難い状況は深刻なことと言える。支援者が、自身の子ども支援の力量を発揮し、必要な保護者への対応を困難なく行うためには、支援者を支えること、また、支援者が抱く負担感や困難さの深刻さが増す前に適切な方法を獲得することは喫緊の課題である。

支援者が子ども支援の実践現場で保護者と関わることは業務の一環であり、支援者は日々保護者とのかかわりをもっていることから支援者は保護者への理解や対応力はある程度持ち合わせているといえる。こうしたことから、保護者対応の難しさは突然起きるのではなく、多様な側面で積み重ねられた保護者と支援者との関わりのなかで困難な事例に発展するのではないかと考えられる。

これまで支援者の抱える保護者支援の困難についてはさまざまな研究が積み重ねられている。ただ、現在のところ困難に発展する前段階の状況についての研究はみられない。支援者が保護者対応で困難な状況に陥るのを未然に防ぐためには、今まで着目されていない困難に至る前の段階の実態を把握する必要があると考えた。そこで、本稿では、困難な事例に発展する前段階に焦点をあてる。具体的には、保護者に対して抱く「違和感」（他の保護者とチョット違うなあ、自分の考えとも違うなあなど）¹⁵を困難の前段階ととらえ、支援者が日常のどのような場面で「違和感」や「困難」を抱くのかを明らかにし、支援者のもつ保護者対応の困難性の要因とその課題に向けた方策について考察したいと考えている。

第2章 調査概要

1. 調査の目的

本調査では、現在の子ども支援実践現場の保護者対応において、支援者が抱く「違和感」や「困難」を実践的に測るため、日々の保護者と支援者とのかかわりの具体的な場面を取り上げる。どのような状況で、保護者対応における「違和感」や「困難」が発生するのかを明らかにすることが目的である。

2. 調査方法と調査期間

調査方法は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、研究計画当初予定していた紙面による調査方法から Google フォーム¹⁶によるオンライン調査へ変更し実施した。

具体的には、熊本県内の施設・機関・団体の方々へ調査協力依頼を行い、その際に本調査の趣旨を説明し、ご理解とご承諾をいただいた。そのうえで、Google フォーム（アンケート

対応等の大変さ」を17.9%が回答している。なかでも、男性保育士よりも女性保育士、年代も20代が多くなっている。

15 馬場（2020）は、「違和感」について、マイナスな違和感の背景には複数のずれが生起しており、自身の認識する違和感の原因が実際のずれと一致していない場合が多いこと、その原因として、違和感を覚えた相手の言動を自身の持つ前提を基準として解釈していること、また、マイナスな違和感のずれに働きかけなかったことによって問題のあるずれが残ることを明らかにしている。

16 Google フォーム使用においては、熊本学園大学から付与されたアカウントを使用して作成する、アカウント管理に注意を払う、データの閲覧権限を設定する、データ閲覧・分析場所を限定する、作成したデータはスプレッドシートに移行し作成した Google フォームは削除する、個人情報保護についての倫理的配慮を行う等、データ管理のための配慮を行っている。

調査票）の URL 及び QR コードが印刷された調査依頼文をお渡しし、支援者への周知及び調査票の配布のご協力をお願いした。回答いただく支援者の方には、協力が得られる場合に、各自 WEB 上で回答をしてもらった。

協力施設・機関・団体は、熊本県保育協会、熊本市保育園連盟、熊本県私立幼稚園連盟、熊本県学童保育連絡協議会、熊本県社会福祉士会、熊本県医療ソーシャルワーカー協会等、24ヶ所である。

調査を行った期間は、2021年12月～2022年2月である。

3. 調査対象について

本調査では、対象施設・機関を、熊本県内の、①保育所、幼稚園、認定こども園、②児童福祉施設（放課後児童クラブ、放課後等デイサービスを含む）、③保健・医療機関、④学校等の4つの分野を設定した。調査対象者については、これら4分野における支援者とした。

今回の調査対象の理解のため、熊本県の地域特性を簡単に紹介する。県内には45市町村があり、2021年の人口は、総人口172万7,902人、年少人口（0～14歳）226,541人、生産年齢人口（15～64歳）950,477人、老年人口（65歳以上）550,884人である（熊本県企画振興部統計調査課2021）。2021（令和3）年の熊本県の合計特殊出生率は1.59であり、全国平均1.30よりも高い。全国では6番目、九州では4番目である。九州地方は、全国で1～10番目までに熊本県以外の、沖縄県、鹿児島県、宮崎県、長崎県、佐賀県、大分県が入っており、全国的にみて合計特殊出生率が高い傾向にある地域と捉えることができる（厚生労働省2021）。

熊本県では少子化や子育て家庭の状況を踏まえ、「第2期くまもと子ども・子育てプラン」（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度までの5年間）で、①子どもの幸せを支援する、②すべての子どもや子育て家庭を支援する、③親育ちの過程を支援する、④結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支援する、⑤社会全体で子育てを応援する、という5つの視点に基づいて、具体的施策が示されている。

県内の主な子ども支援の実践現場の設置状況は、次のとおりである。保育所、幼稚園、認定こども園等の設置状況は、保育所482、認定こども園179、幼稚園56（施設型給付園44、私学助成園12）、地域型保育施設109が設置されている（熊本県2022）。児童福祉施設等の設置状況は、児童厚生施設49（児童館26、児童センター17、児童遊園6）、助産施設6、乳児院3、母子生活支援施設2、児童養護施設12、児童心理治療施設1、児童自立支援施設1、児童家庭支援センター1、児童発達支援事業所165、放課後等デイサービス事業所294、保育所等訪問支援事業所43、障害児相談支援事業所86が設置されている（熊本県健康福祉部2019）。

4. 調査内容

調査内容は、前述の調査の目的で示したように、子ども支援実践現場の支援者が抱える「違和感」や「困難」に焦点を当てた。また、岸本・武藤（2019）を参考（ベース）にしなが、実践現場における経験的内容を加えた形で指標を作成した。具体的には、次のように

4つの項目を設けた。

〔調査項目〕

I：基本属性

(所属、職種・資格、子ども・保護者への相談対応数、経験年数、勤務年数、性別、年齢)

II：保護者に対する違和感について

(違和感の有無、違和感の内容、具体的な内容の記述、対応方法、保護者への期待)

III：保護者への対応で困ったことについて

(対応困難ケースの有無、きっかけ、対応困難な内容、具体的な内容の記述、困った際の対応、相談・連携先)

IV：子ども支援の現場で保護者対応に必要なこと

5. 倫理的配慮

本調査の実施にあたり、調査対象者に対して調査の趣旨、調査協力への自由意志の保障、匿名性の保持、データの管理等について書面にて説明を行い、回答をもって調査への同意とみなした。また本調査は、熊本学園大学研究活動適正化委員会倫理委員会に調査内容について申請をし、承認を受けた（令和3年8月24日承認）。

第3章 調査結果

1. 回答者の基本属性について

本アンケート調査は、熊本県内の子ども支援の実践現場である①保育所、幼稚園、認定こども園、②児童福祉施設（放課後児童クラブ、放課後等デイサービス等を含む）、③医療・保健機関、④学校等 合計24カ所に対して調査協力依頼を行い、計472名の回答を得た（出川・山西・岡村，2022）¹⁷。

回答者の基本属性は、有効回答数471名のうち、女性391名（83.0%）、男性77名（16.3%）と女性が8割以上、40歳代以上が計287名（60.9%）と6割以上を占める。現在の職場での勤務年数は6年未満237名（50.3%）、6年以上234名（49.7%）とほぼ等分に分かれた。

現在の主な子ども・保護者支援現場からの有効回答数457名の前述四分野での内訳は、①「保育所」108名（23.6%）、「認定こども園」81名（17.7%）、「幼稚園」20名（4.4%）計209名（45.7%）、②「母子生活支援施設」5名（1.1%）、「乳児院」5名（1.1%）、「児童養護施設」33名（7.2%）、「児童発達支援センター」13名（2.8%）、「障害児入所施設」41名（9.0%）、「放課後児童クラブ」（学童保育）84名（18.4%）、「放課後等デイサービス」12名（2.6%）計193名（42.2%）、③「医療機関」24名（5.3%）、「母子保健機関」8名（1.8%）計32名（7.0%）、④「教育委員会」10名（2.2%）、学校2名（0.4%）計12名（2.6%）、その他11名（2.4%）であった¹⁸。今回の回答者は①保育所、幼稚園、認定こども園と、②児童福祉

17 本調査結果の詳細については、報告書を参照いただきたい。

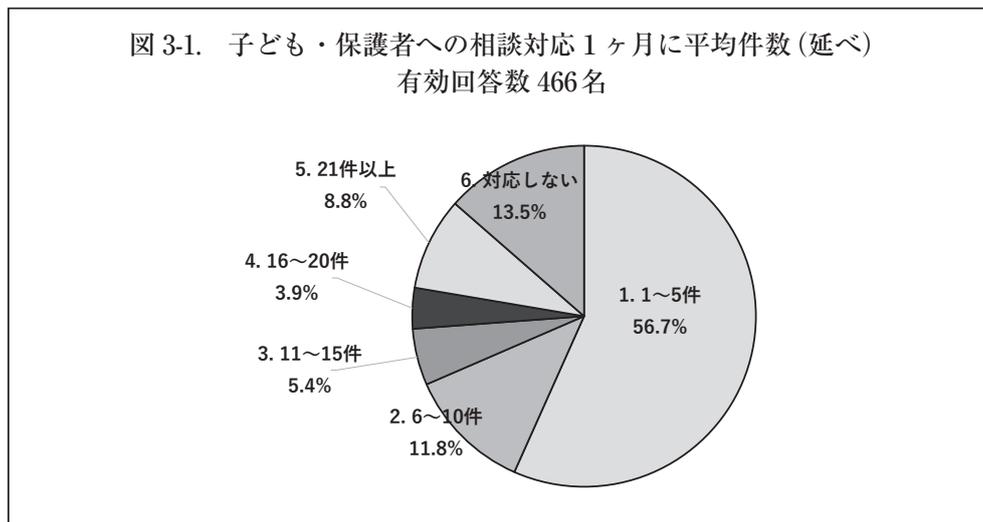
18 その他には、市町村、役場など行政や、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、相談支援事業所などが挙がっていた。

施設を併せると402名（88.0%）と約9割を占め、③医療・保健機関と④学校等は併せても約1割であった。

現在の職種・資格は、複数回答で多い順に「保育士」195名（41.3%）、「幼稚園教諭」89名（18.9%）、「放課後児童支援員（補助員）」70名（14.8%）、「保育教諭」52名（11.0%）、「園長・施設長」46名（9.7%）、「児童指導員」39名（8.3%）、「社会福祉士」36名（7.6%）、「看護師」30名（6.4%）等であった。

2. 子ども・保護者への相談対応について

子どもや保護者への相談対応1ヶ月平均件数（延べ）については、有効回答数466名に対し、「1～5件」264名（56.7%）が5割以上を占めた。次いで多かったのは「6～10件」55名（11.8%）であった（図3-1）。一ヶ月の相談対応件数は過半数において数件程度とそれほど多くはなかった。

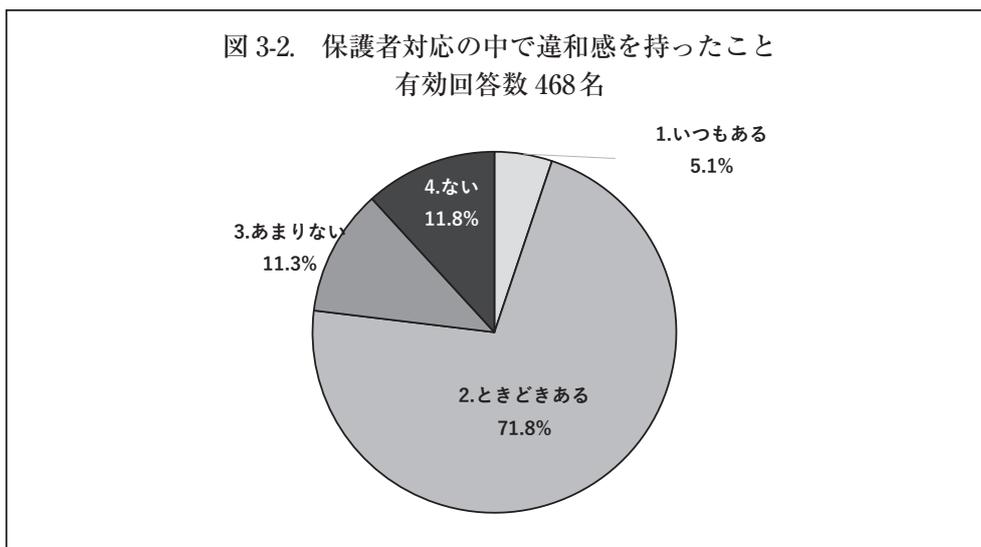


3. 保護者対応で違和感を抱いたこと

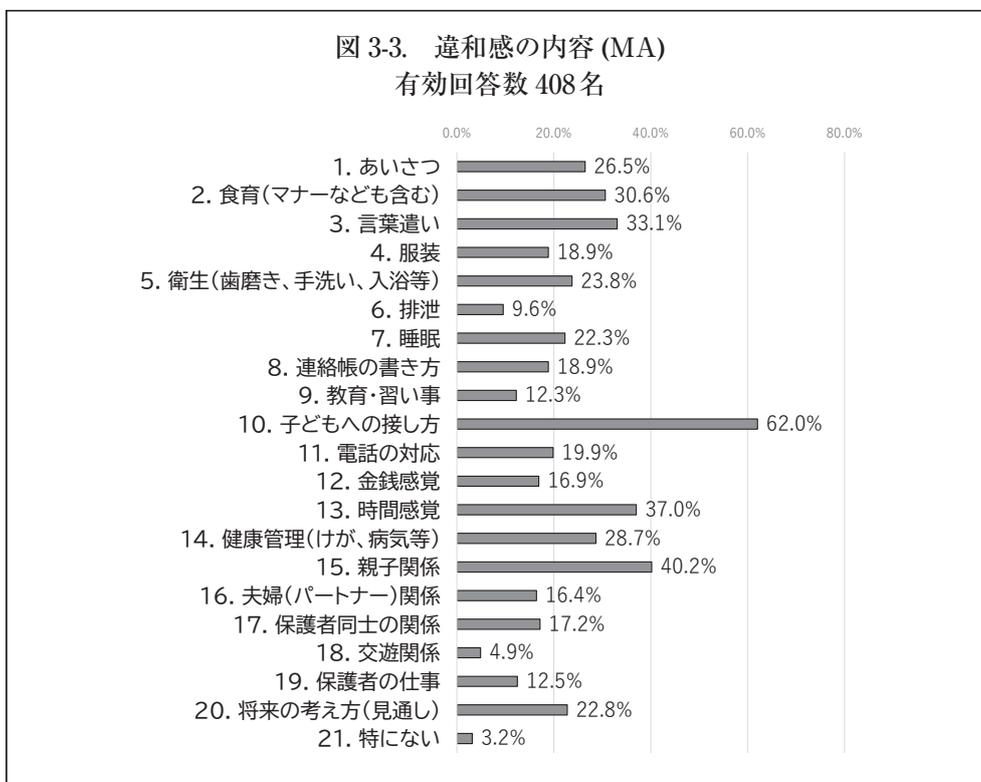
次に、これまでの保護者対応について違和感を持ったことがあるかに関しては、有効回答数468名のうち「いつもある」24名（5.1%）、「ときどきある」336名（71.8%）を併せた「ある」との回答者は計360名（76.9%）と約8割を占めた（図3-2）¹⁹。様々な子ども支援実践現場において、保護者に対する違和感を持つ支援者が大多数であることを示している（図3-2）。

前述の間で「ない」と回答した55名（11.8%）除き、保護者への違和感の具体的内容について、選択肢から複数回答形式（MA）で回答を得た。有効回答数408名のうち、一番回答数が多かったのは、「子どもへの接し方」253名（62.0%）であった。次いで多かった順に、

19 本調査では子ども支援の実践現場での支援者が感じる保護者に対する「違和感」については、アンケート問中に表記したように「他の保護者とチョット違うなあ、自分の考えとも違うなあなど」、対応に戸惑いを感じる場合を定義している。



「親子関係」164名（40.2%）、「時間感覚」151名（37.0%）、「言葉遣い」135名（33.1%）、「食育（マナーなども含む）」125名（30.6%）となっていた。最も多い項目が「子どもへの接し方」と「親子関係」であることから、現場の支援者にとって保護者と子どもとの関係に対して違和感を抱くことが一番多いことが分かる（図 3-3）。



この問いでは、選択した内容について「具体的な内容（どのような経験であったのか）」と「保護者に対して違和感を持ってしまう理由」について、自由記述形式で記入する欄を

6つまで設け、計912の回答を得た。

以下は、回答が多かった項目について回答されていた具体的記入内容である。

「子どもへの接し方」（回答数153件）²⁰

- 子どもが話す嬉しかったことや褒めてほしいことを、携帯を触ったり他の大人と話したりして、正面から聞いてくれない姿がある（保育所）。
- 子どもが面会をしたがって打診しても、体調不良やコロナが不安など理由をつけてなかなかしようとしなない。子どもの命が大事だからと言われるが、少しでも会いたいと思う子どもの気持ちを考えてほしいと思う（児童福祉施設）。
- お迎えに来て、ほんの1～2分子どもの片付けのために待たせてしまっただけで、「早くしなさい！」と大きい声で子どもを呼ぶ（急いでいる日だったというわけではなく、いつも）（放課後児童クラブ）。
- 子どもと同じ部屋で面接をしている際に、遠慮なく子どもの欠点を挙げ続けられることがあった。子どもがあまりいい顔をしていなくても続けられるため、話をそれとなく戻そうとするが、結局（子どもに対する）批判に戻ってしまう（医療機関）。
- 両親ともに我が子の発達障害への理解がなく、子どもが嫌がる言動をする。それにより子どもが暴れるが、いつも我が子が暴れて困る、としか言われぬ（教育機関）。

「親子関係」（回答数86件）

- 家庭で夜中に自分でPCのスイッチ入れて動画を見ている我が子に注意が出来ない保護者が園側に注意をして欲しいと願い出る。家庭内のしつけは家庭内で行ってほしい（認定こども園）。
- そもそも自分の子どもに興味がない（児童福祉施設）。
- 子どもの言うことを鵜呑みにして疑わない。信じたい気持ちもわかるが、怒られるような部分は大人だって隠したが。話し半分で聞く姿勢は大事だと思うが、我が子はされた側の感覚で話が始まる所に違和感がある（放課後児童クラブ）。
- 母子関係が密着しすぎており、子どもの自立につながらないと感じた。本人の特性、親の特性なのか、関係性の中で出来上がったものか、両方か、と感じている（教育機関）。

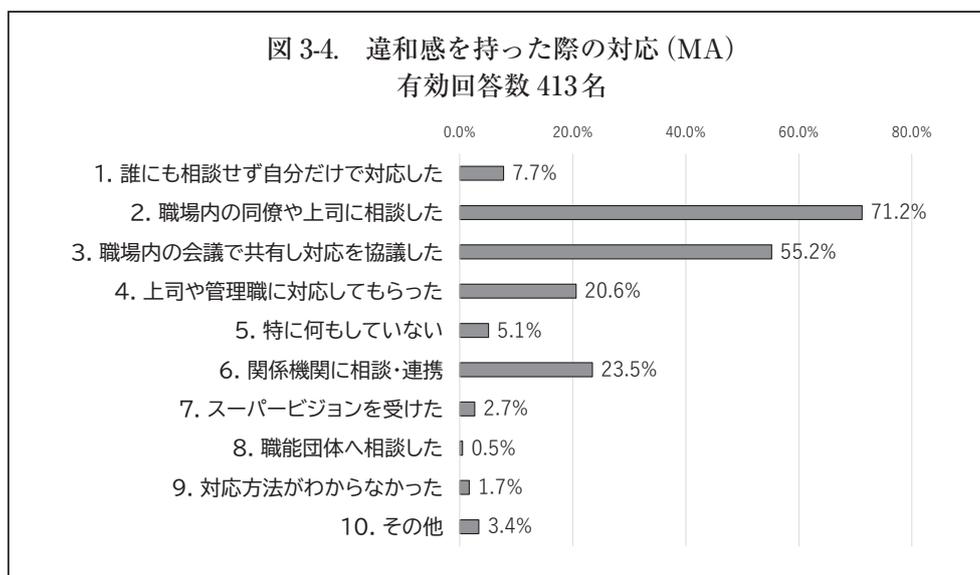
「健康管理」（回答数56件）

- 子どもを預かる際変わりがないか聞いても、熱があつたり、体調が思わしくないのを解っていて伝えず預ける保護者。後日実は下痢をしていたり、熱があつたのを知っていたのが解った（保育園）。
- 熱があるにもかかわらず病院にも行かず、解熱剤で済ませる家庭がある（認定こども園）。
- ケガや病気等を学童に登所してから報告してくる子が多く、尋ねると『家からお腹が痛

20 項目別回答数は、一つの回答に複数項目にまたがる内容を記述している場合、内容ごとに分けてカウントした複数カウントの結果である。そのため、6つの自由記述回答欄の総件数912件と以下の選択肢にある各項目の回答数の件数は一致しない。

かった』や『昨日家でケガした』などで、『お母さんには言った』と言う子もいるが、言えなかった子が多い（放課後児童クラブ）。

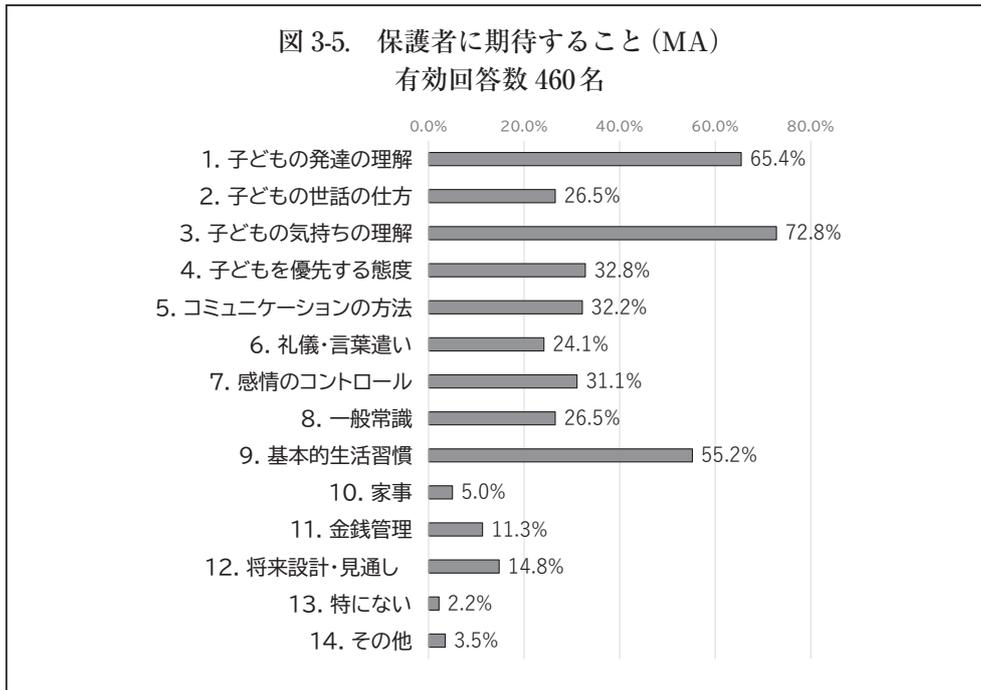
違和感を持った際の対応についての複数回答（MA）では、有効回答数 413 名のうち 7 割が「職場内の同僚や上司に相談した」294 名（71.2%）と回答しており、次に多かったのが「職場内の会議で共有し対応を協議した」228 名（55.2%）、「上司や管理職に対応してもらった」（85 名 20.6%）も 2 割あり、主に組織内で対応がなされている。これらは保護者対応で抱くちょっとした「違和感」であり、大きな問題ではないという認識があるのか、「関係機関に相談・連携」97 名（23.5%）は 2 割であった。「その他」には、家庭の親子関係の問題は第三者が踏み込めないので保護者自身から相談があれば対応する、家庭に踏み込む部分は言葉選びが難しい、違和感を持ってても簡単に伝えられないなど、そもそもの対応の難しさが回答されていた（図 3-4）。



4. 保護者に対して期待すること

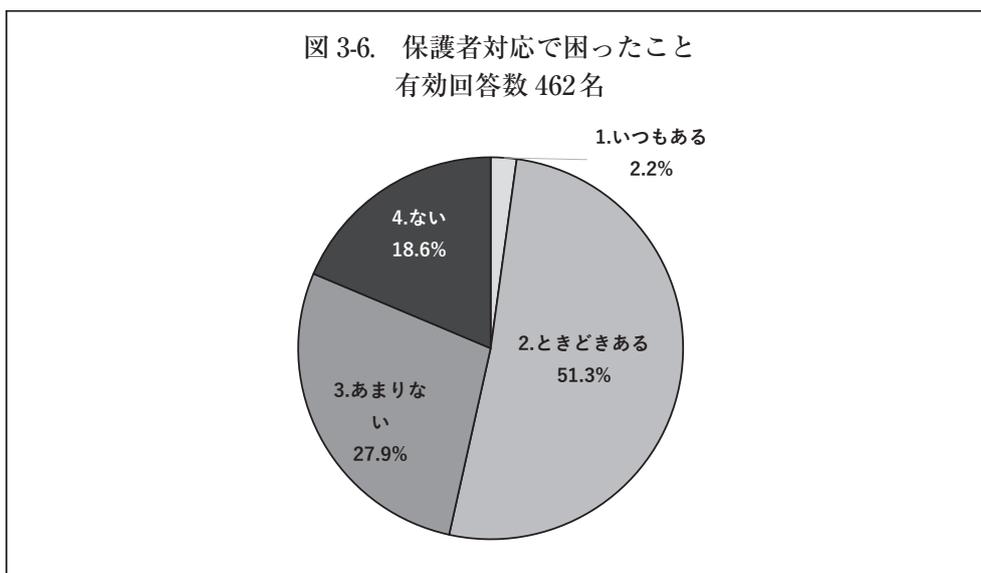
子どもや保護者支援現場の支援者が保護者に期待することについて選択肢から複数回答形式（MA）で尋ねた。一番多かったのは「子どもの気持ちの理解」335 名（72.8%）、次いで「子どもの発達の理解」301 名（65.4%）であった。また、「基礎的生活習慣」254 名（55.2%）も回答が多かった（図 3-5）。

「子どもの気持ちの理解」や「子どもの発達の理解」への回答割合が大変高いということは、保護者に対して、子どもの世話やしつけよりも、先ず「子ども理解」が強く期待されていることを示している。しかし、多くの保護者は少子社会で育っており、きょうだいや近隣などで小さな子どもと接する機会が減ってきた社会環境の中で親になっている。今回の調査対象である子どもに対する専門的機関である施設機関からは、直接にまたは配布物等を通じて間接的にも、「子ども理解」についての専門的知識の提供を保護者は折に触れて受けたいと考えられる。しかし、実際には伝わりにくい現状があることがうかがわれる。

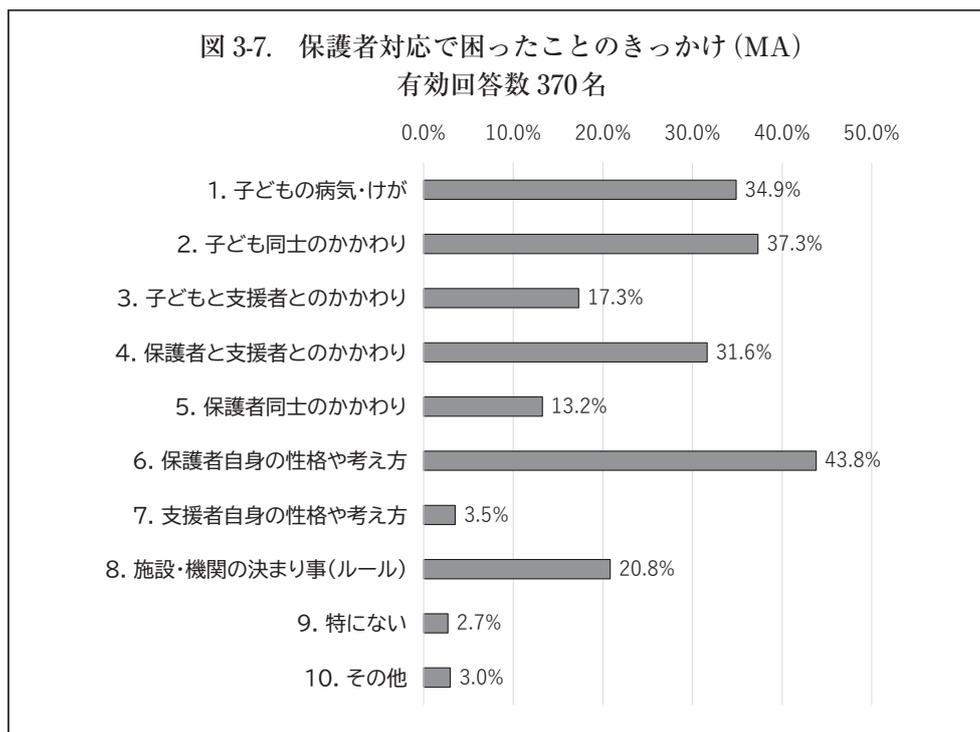


5. 保護者対応で困ったことについて

保護者への対応で困ったこと（対応困難だったケース）については、有効回答数 462 名のうち「いつもある」10名（2.2%）、「ときどきある」237名（51.3%）と、「ある」と回答したのは 247名（53.5%）であった。「あまりない」129名（27.9%）、「ない」86名（18.6%）と回答した者は併せて 215名（46.5%）で、「ない」との回答とはあまり違いは無かった。保護者対応で「違和感」を感じたことが「ある」者が約 8割であったことと比べると、「困った」ことがあった者の割合は約 3割少なくなっている（図 3-6）。

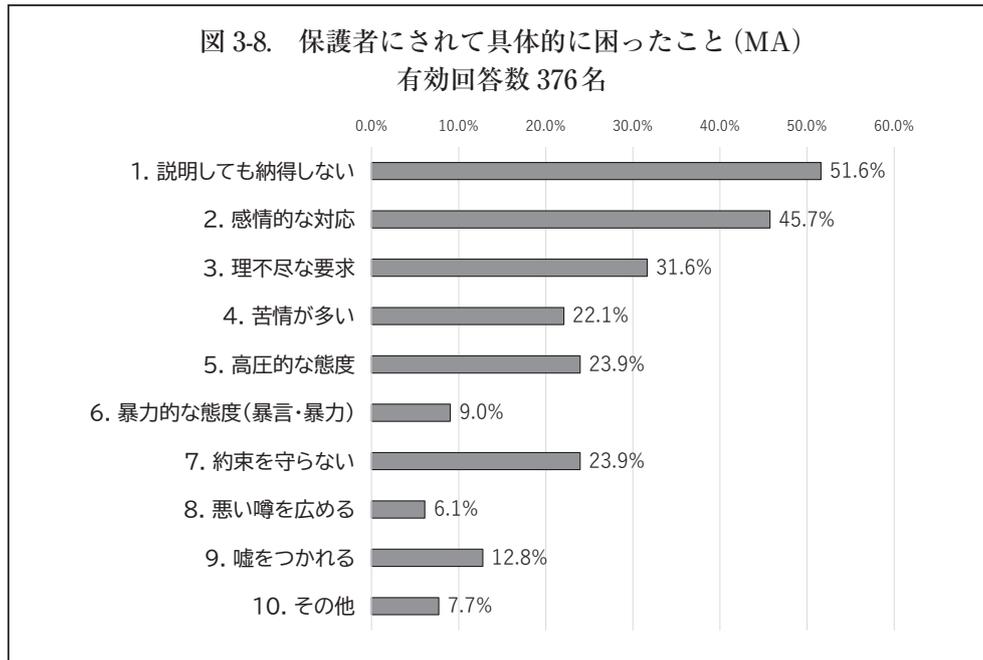


では、困ったことはどのようなことをきっかけに起こるのだろうか。先の問いで困ったことは「ない」と回答した86名(18.6%)を除き、選択肢より複数回答形式(MA)で回答を得た。有効回答数370名のうち一番多かったのは「保護者の性格や考え方」162名(43.8%)、次いで「子ども同士のかかわり」138名(37.3%)、「子どもの病気・けが」129名(34.9%)、「保護者と支援者とのかかわり」も117名(31.7%)あった(図3-7)。



先の問と同様に、困ったことは「ない」と回答した86名(18.6%)を除き、困ったことの内容について選択肢より複数回答形式(MA)で回答を得た。有効回答数376名のうち一番多かったのは「説明しても納得しない」194名(51.6%)で半数が回答している。次いで、「感情的な対応」172名(45.7%)、「理不尽な要求」119名(31.6%)であった。また、「その他」には、電話をとらない、介入を拒否する、自身の困り感について表には出したい(相手には伝えたくない)等の状況下の中で自身の要望だけは具体的に解決したいという姿勢、長時間の電話相談等、選択肢以外にも対応が難しい内容が挙げられていた(図3-8)。

保護者対応で困ったことの「具体的な内容(どのような経験であったのか)」について自由記述形式で具体的に記入する欄を3つまで設けたところ、計381の回答を得た。回答が多かった内容について、以下にその一部を挙げる。



「説明しても納得しない」(回答数 75 件)²¹

- コロナで保護者に保育を見せる機会がなくなり、かみつきなどがあった後など保育園への不信感が強くなり、保育士を信用できなくなられ、退園された(保育所)。
- 発達面において心配な部分があり、園での様子をお伝えするが、家庭で保護者と子ども一対一で関わる時の姿と集団での姿で違いがあるため、理解してもらえず、次へ繋がらない(幼稚園)。
- 子どもへ高圧的な態度がひどく、子どもと保護者間での話し合いが出来ない状態。関わり方について相談に乗り、お伝えしても実践出来ず自己流の関わりにすぐ戻る(児童福祉施設)。
- 療育の内容と方針を説明しても保護者自身の考えを伝えてくる(医療機関)。
- 子ども自身に特性があり、個別支援が必要な旨を伝えしたが、保護者が特別支援学級や発達障害への拒否感が強く、受け入れてもらえなかった時(教育機関)。

「約束を守らない」(回答数 56 件)

- 園のきまりについては、冊子も配布して伝えている。追加分はおたよりで伝えているが、いつまでも守ってくれない(保育所)。
- 園から貸した衣服、下着が返ってこない(認定こども園)。
- 夜遅くに電話があり、(施設で)寝ている子を起こして電話で話をしたいと言われる(児童福祉施設)。

21 項目別回答数は、「違和感」の場合と同様、一つの回答に複数の項目にまたがる内容を分けてカウントした複数カウント結果の件数である。そのため、3つの自由記述回答欄の総件数 381 件と以下の選択肢にある各項目の回答数の件数は一致しない。

- 入所児童の進学等にあたって、保護者の承諾を得たいのに連絡がつかない、児相の問いかけに応じない（児童福祉施設）。
- 保育料の未納（放課後児童クラブ）。

「理不尽な要求」（回答数 49 件）

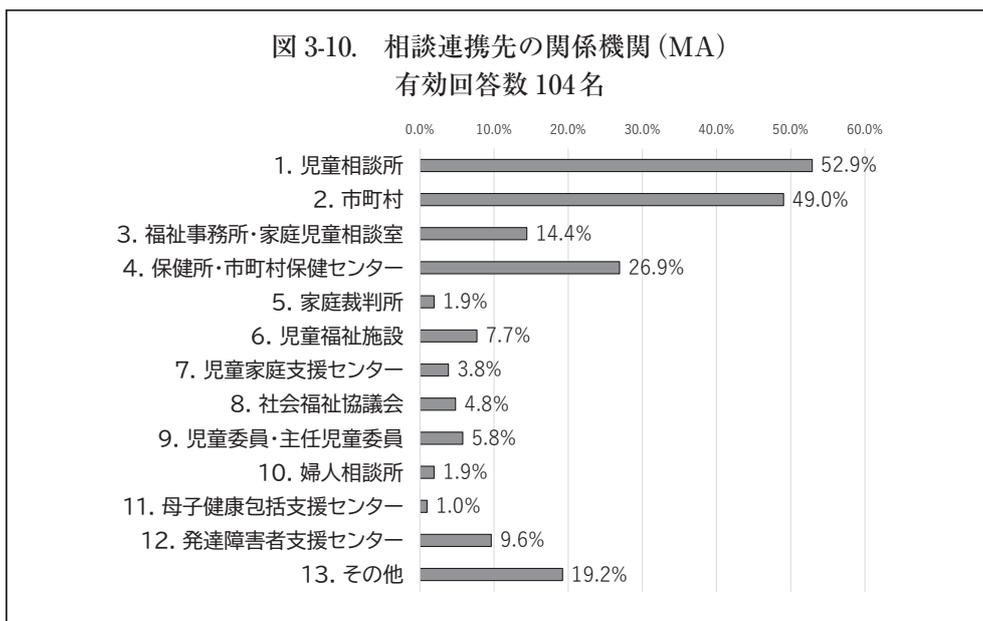
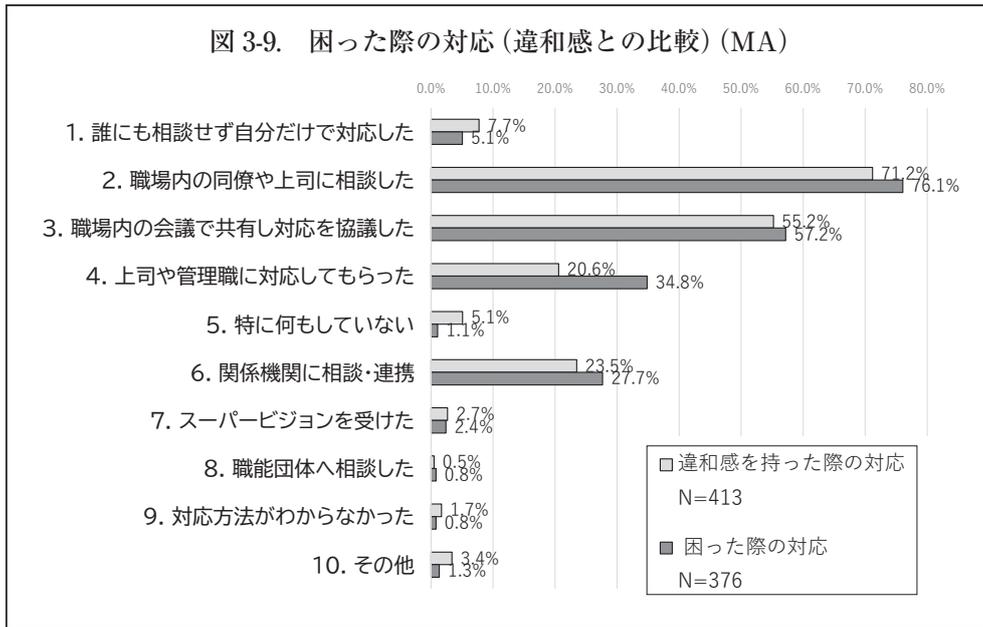
- 子どもの怪我で保護者の希望する病院にいかなければならない。専門科がないので別の病院を指示され病院を数件回った。最終的にはその受診内容に文句を言われた（認定こども園）。
- 「プロで金をもらっているのだから、完璧にして当然」と脅迫的に訴えを繰り返す（児童福祉施設）。
- 子どものその時好きなものをおやつで出すよう依頼された（プリンが食べたい時はプリン、ヨーグルトが食べたい時はヨーグルト）（児童福祉施設）。
- トラブルがあった相手の子どもに自分が指導したいと言われたこと（放課後児童クラブ）。

「感情的な対応」（回答数 47 件）

- まだあそびたいと迎え時に言った子どもに一方的に腹を立て、そのまま置いて帰ってしまった（認定こども園）。
- 子ども同士のトラブルを説明していると、些細なことで感情的になられ、激怒される（児童福祉施設）。
- （コロナ禍の）自粛で子どもの人数が少ないので今までのような遊びができないと伝えたら、「来ないほうがいいということですか。」と言われた（放課後児童クラブ）。
- 普段返信なく、困った時の直前に突然連絡が来る（教育機関）。

今回の調査では、自由記述として回答を得ることができたので、子育て支援現場の支援者がどのようなことで保護者対応に苦慮している状況にあるのか具体的に把握することができた。このような保護者に対し困った際の対応について複数回答形式（MA）で回答を得た。有効回答数 376 名のうち、「職場の同僚や上司に相談した」286 名（76.1%）、「職場内の会議で共有し対応を協議した」215 名（57.2%）に回答が多かった。この結果は、保護者対応で「違和感」を感じた場合と比較すると同様の傾向だが、その際よりも更に割合が高くなっている。特に、「上司や管理職に対応してもらった」131 名（34.8%）は「違和感」の場合より 1 割以上増えている。しかし、「関係機関に相談・連携」104 名（27.7%）は、「違和感」の場合とほぼ変わらない。保護者対応のレベルが難しくなると、上司や管理職の対応がさらに増えるが、やはり組織内対応であることには変わりはないことが分かる（図 3-9）。

なお、「関係機関に相談・連携」に回答した 104 名の連携先は、有効回答数 104 名に対し複数回答（MA）で多い順に、「児童相談所」55 名（52.9%）、「市町村」51 名（49.0%）「保健所・市町村保健センター」28 名（26.9%）、「その他」20 人（19.2%）などであった。「その他」には、「他施設長に相談」、「危機管理専門対応の業者・弁護士」、「地域療育センター」などが挙げられていた（図 3-10）。



「違和感」と同様、「困ったこと」に挙げられている内容も、児童虐待などのような社会的に大きな問題とは異なり、他児とのトラブルで保護者が不信感を抱いたことに対して信頼を取り戻すことができなくなったケースや、子どもの発達や療育について保護者の理解が得にくいケース、ちょっとした子どもや支援者の言動で保護者が感情的になってしまうケースなど、日々の現場でよく起こる場面である。そのためか、多くの場合は所属組織内での対応であることがうかがえ、外部との連携先も殆どが自治体であった。

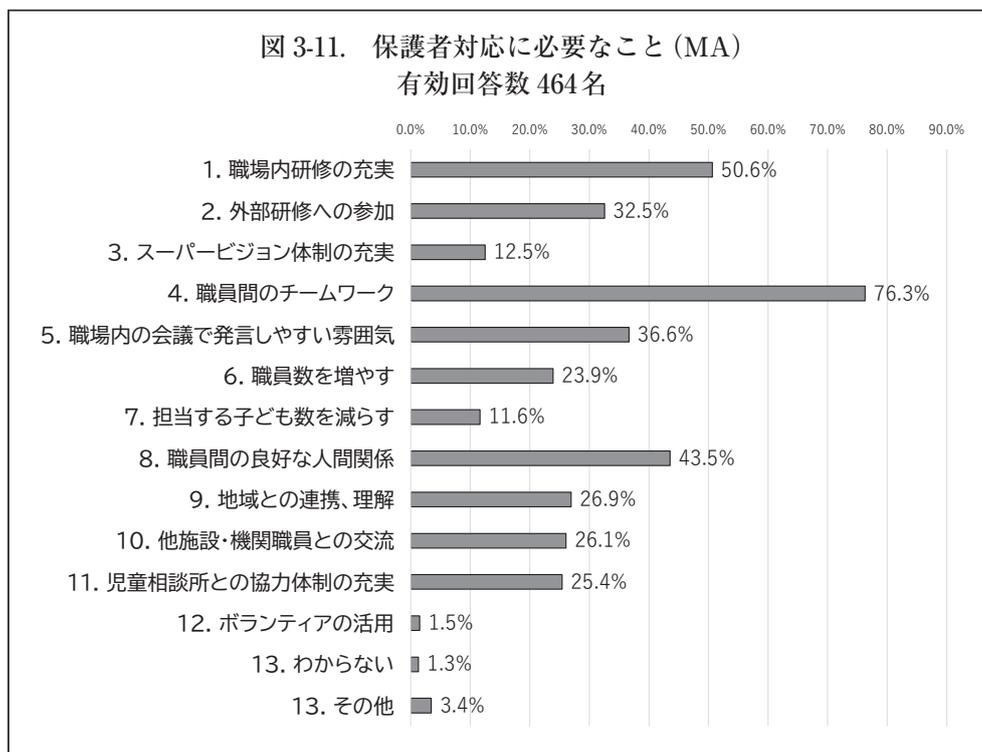
しかしながら、今回の調査を通じ、各施設機関で同様のケースに「困っている」ことがうかがえた。特に、子どもの発達をめぐる保護者の理解が得られにくいことは、回答が多かった「困った」ことである。行政機関以外でも、地域の同じ専門の施設機関同士での支援者の

経験や対応の共有や、また今回の回答数では少なかったが、専門が異なる施設機関からスーパービジョンを受けるなど、専門が異なる施設機関との交流を通じ、保護者対応のスキルを上げることの可能性も考えられる。

6. 保護者対応に必要なこと

保護者対応に対し、各現場で必要なことについて複数回答形式（MA）で尋ねたところ、有効回答数 464 名のうち、多い順に「職員間のチームワーク」354 名（76.3%）、「職場内研修の充実」も 235 名（50.6%）、「職員間の良好な人間関係」202 名（43.5%）、「職場内の会議で発言しやすい雰囲気」170 名（36.6%）であった、

職員間のチームワークや良好な人間関係、会議で発言のしやすい雰囲気など、職場環境に関する項目での回答が多い。地域連携や他施設・機関との交流が2割台であるが、外部研修への参加は、前述の職場環境の整備に関する項目に次いで多くなっている（図 3-11）。



このような回答傾向から、まず組織内のチームワークや人間関係を良くすることが最優先事項として認識されており、次いで職場内研修を通じて組織として知識を共有し、組織としてより効果的対応に取り組むことが、外部との連携より保護者対応には優先的に必要だと認識されていることが分かる。

7. 保護者対応についての意見等

子ども支援現場では日々保護者支援の必要性が高まっており、また監督省庁からも現場に保護者支援が求められている。しかし、これまでの回答から分かるように、多くの現場では

日々の保育や、養育、療育だけでも手一杯のなか、子どもが発達上の特性を持っている場合が増えてきており、資格の養成課程で学んだこと以外の対応も求められている。また、保護者自身にも感情的になりやすいなど気質の特徴や、場合によっては何らかの障がいなどの特性を持っていることも少なくない。

本アンケート調査の末尾にて、保護者対応において困っていることや意見等を自由記述形式にて回答を得たところ、117名の回答を得た。これらの回答には、各現場共通の課題が多く挙げられていた。さらに今回調査を行った2021年度も新型コロナウイルスの感染拡大の影響が現場での保護者支援に大きく影響を与えていることもうかがえた。

各現場での共通としてあがっていた主な内容は以下の通りである。

- コロナ禍で施設の休所が続いている。保護者同士の関係性も希薄化しているし、施設自体も関係機関との連携が希薄になっている（保育所）。
- あまりにも保護者中心になりすぎているように感じる。親になった以上、子どもを育てる責任と意識を持つこと。子育てに正解はないが、昨今の親の様子を見ると子どもがなおざりにされているように感じる（認定こども園）。
- 発達障がいや精神疾患のある保護者や外国籍の保護者など、支援が必要な保護者が複数在籍されるため、子どもの支援だけではなく保護者の支援が必要となっている（幼稚園）。
- 保護者自身が何らかの支援を必要とする（障害や精神疾患など）ことも多く、複数の機関で互いに理解しあって対応する必要があるケースに時間と労力を取られている。支援者がつぶれない環境づくりが必要（児童福祉施設）。
- 全体的に保護者自身が我が子との向き合い方に戸惑っているように思う。発達支援の相談についてもレッテルを貼られたと考えてしまうので抵抗を感じられ、親が支援を拒否し、本人の困り感が成長と共に大きくなってしまう。支援の輪が広がってきたのに、親の感覚や価値観で本当に必要な支援が本人に届かない事態になる（放課後児童クラブ）。
- 支援が難しいケースが増えてきて、職員の負担が増えていると思います。職員の数を増やし、継続して勉強をする事が大事だと思います（医療機関）。

実践現場での保護者支援の課題に対しては、現場支援者の知識と理解を深め相談援助技術を身に付けるなどのスキルアップは必要である。しかし、回答された内容からも、各資格・各現場での従来の支援範囲を超える対応が必要な場合も増えてきている。個々の支援者の努力と技術に任せるだけでなく、やはり職員数や専門職配置などの職場環境整備などの対応や、外部専門職との連携がとりやすい仕組みも重要であることが調査結果からも示唆されている。

以上の分析結果より、今回の調査で中心の設問である子ども支援現場の支援者が抱える「違和感」や「困ったこと」に挙げられている内容には、時間管理や健康管理など、保護者が支援者の考えるような子育てに適切な生活を整えられていないことや、子どもに対して乱暴な言葉や態度だったり過保護だったりなど、子どもに対して適切なかかわりが出来ていな

いことへの戸惑いが多く挙げられていることが判明した。

さらに、保護者が支援者に対して威圧的であったり、子どもに対して無関心であったり、保護者が自分の子育ての責任を支援者に押し付けたり依存したりしてくることに同様に戸惑いが多くあることが分かった。

しかしながら、このような各資格・現場での従来の支援範囲を超える知識やスキルでの対応が必要な場合も増えてきているにも関わらず、施設外の関連諸機関との連携についてはあまり取られておらず、所属施設・機関内での対応に留まることが明らかになった。

第4章 考察

今回の調査では、支援者が保護者にもつ「違和感」（他の保護者とチョット違うなあ、自分の考えとも違うなあなど）と、保護者対応での「困ったこと（対応困難だったケース）」について尋ねた。支援者の約9割の人が、保護者支援の現場で違和感を持つことがあること、約8割が困った経験があると回答している（「ない」と回答した人を除く）。こうした結果をもとに、子ども支援現場の職員が保護者対応していくうえでの、支援者が感じている保護者に対する意識と保護者対応の方策について考察していくこととする。

1. 保護者と支援者の、「子育ての当たり前」の違い

支援者が保護者に対して抱く「違和感」のなかで「子育て」に関する事柄は、おおきく分けると「養育環境」と「養育態度」についてであった。例えば、「養育環境」では、「就寝時間が遅い」、「子どもがお風呂に入っていない」、「布団を洗わない」、「食事がおやつ」、「食事のマナーを教えない」、「子どもより仕事や自分優先」など、子どもを育てる上で必要な生活環境や生活習慣が整えられていない、また整えようとしていない状況に対する違和感であった。

また、「養育態度」では、例えば、「子どもを怒鳴る」、「子どもに手をあげる」、「子どもの病気に無頓着」など子どもへの乱暴な言葉や態度、無視、ネグレクトなど子どもに対して虐待に近いかわりと、「子どもの言いなり」、「子どもの話だけを信じる」など子どもへの過保護や過干渉な態度などに対する違和感であった。保護者の子どもへの接し方としては、前者と後者は両極端な養育態度であり、一見すると保護者の子どもに向けられた思いは異なっている。ただ、どちらの場合においても、保護者が子どもの思いや育ちに対して適切なかかわりができない点は共通している。

約4分の3の支援者が保護者に対して「子どもの気持ちの理解」を、約3分の2が「子どもの発達の理解」を、半数以上が「基本的生活習慣」を整えることについて期待していることから、支援者のもつ保護者への「養育環境」、「養育態度」に感じる違和感は、保護者が子育てに必要な状態を十分理解できていない状況にあることに起因していると考えられた。

保護者は、書籍や雑誌、インターネットやSNSの普及によって子どもや子育てに関する知識や情報に触れることは容易になり、子育てをする上での知識や情報は豊富な環境にある。ただ、その知識や情報を活用するためには、正しいものは何なのか、自分の子どもに適

しているのは何かなどを取捨選択する自分なりの基準が必要になる。しかしながら、多くの保護者が、自分の子どもを育てるまで子どもや子育てとはかかわることがないなど、自然と子育てを学んでいく機会が少ない暮らしを送っている。加えて、現在の個を重視した生活スタイルでは、近隣や地域、親戚、友人など自分以外の家庭の子育ての実際を知る機会が少なく、保護者自身が、自分自身の親子関係や自分の家の子育ての方法しか知らないため、自身の家庭・子育てを客観的にみる機会が少ない。子どものこと、子育てのことの「当たり前」を理解しにくい状況に置かれている。一方、子ども支援にかかわる専門職は、子どもや子育て家庭、保育や教育などこれまで社会で蓄積された知識や技術を学び、実践現場において知識を活かしたうえで子ども支援を行い、さらに、子ども支援の経験を積み重ねている。こうした、保護者の子どもの理解や子育て経験の希薄さと支援者の知識や経験の専門化による差異が、保護者と支援者の間の「子育ての当たり前」の隔たりを大きくしてしまっている。

馬場（2020）は、日本語母語話者と非母語話者のコミュニケーションにおいて、「前提」の違いから派生した「違和感」（ずれ）へ働きかけなかったことによって、相手の意図を誤解し、結果的に問題のあるずれが残ること、また一方、やりとりの中でずれへ働きかけることによって違和感が解消されたことを明らかにしている。こうしたことから、子ども支援の現場においても支援者が保護者への違和感を持った場合には、保護者の置かれている環境、隔たり、「子育ての当たり前」の違いを支援者が理解し、違和感を覚えた際には、保護者との差異を埋めるために保護者へ伝えるなど解消していく働きかけをやりとりの中で行うことで困難に発展していくことをおさえる可能性があると考えられる。

2. 「子ども支援」に対する保護者と支援者の意識の違い

支援者が保護者に「違和感」を抱く内容には「保護者から支援者に向けられた態度や対応」がみられた。例えば、「挨拶しても無視する」、「友達のような話し方」、「携帯をみながらのあいさつや送迎」、「怒鳴る」、「聞く耳を持たない」など保護者自身の性格やコミュニケーションの取り方についてであった。「保護者に対して期待すること」という問いに、支援者の約3分の1が、「コミュニケーションの方法」、「感情のコントロール」とそれぞれ回答し、約4分の1が「礼儀・言葉遣い」と回答していた。保護者との日々のやり取りのなかでの保護者の言動に、支援者が負担を感じている状況がみられた。

また、「電話をしても忙しいと言われ…出てもすぐ切られる」、「子育てが園任せになっている」、「園に預けて何でもしてもらおう」などの子どもに対する無関心な姿や親としての子どもや子育ての責任感の希薄さなど保護者の子どもや子ども支援現場に対する態度に支援者は違和感を持っていた。保護者への対応や期待することの具体的な記述の中には、「子どもの成長と一緒に喜ぶ気持ち」、「お互いが子供達により良い保育教育を出来る環境づくりを…」があり、保護者に対して「子どもをともに育てる」という期待がみられた。支援者は、保護者に対して、子どもの育ちをともに支えている者同士という視点で保護者を理解しており、そのため、子どもの育ちに協働の意識を感じられない保護者の態度に対して不調和を感じていた。

さらに、保護者が、「園に対して、してもらいたい要求」、「施設の構造だったり、物理的

に対応が困難な場合でも要求を貫き通そうとする」、「必要以上の個別対応を希望され、福祉の施設だから親の希望も叶えてもらうのが当たり前」、「園に直接相談、苦情を言わず、県の子ども未来課に電話したり、匿名の手紙を送る」など「子ども支援」がサービスであり、支援者は「サービスを与える側」、保護者や子どもは「サービスを受ける側」と一方向の関係として認識している状況も見られた。支援者（保護者との協働）と保護者（サービス利用者としての権利者）との意識のずれがある。

このような保護者による支援者や子育て支援に対する理解、子どもの育ちや子育てにおける保護者の責任に対する支援者と保護者との認識の違いがみられた。子ども支援現場に対する保護者と支援者との認識が異なっていることを支援者は理解し、またそのうえで、子どもを育てる第一義的な責任が保護者にあり、子ども支援は子育ての補完的な役割であること、子どもが育つには保護者と支援者の両者が必要であることについて共通理解をもつための保護者への働きかけを行うことが必要であると考えられる。

3. 支援者の施設・機関内外での連携の充実

支援者は保護者支援で困った際には、8割が「職場内の同僚や上司に相談」、6割が「職場内の会議で共有」しており、職場内での対応が主におこなわれていた。保護者対応に必要なこととして、支援者の4分の3が「職員間のチームワーク」、4割以上が「職員間の良好な人間関係」と回答し、職場内での円滑なチームワークと連携が保護者対応には必要であると考えている。ただ、約7%の支援者が「誰にも相談せず自分だけで対応」、「対応していない」と回答していて、他との共有することができていない状況もみられた。子育て支援実践現場はシフト制や雇用形態が多様で相談や情報を共有したり相互にやりとりしたりする時間や場所をとりにくい状況が背景にあると考えられる。

また、保護者への対応で「関係機関に相談・連携」など職場外との連携は3割未満であったが、保護者対応として必要なことに、約4分の1の支援者が「他施設・機関職員の連携」と回答している。保護者支援が、職場中心に行われている状況には、守秘義務や個人情報保護に関する情報共有の難しさもあるが、そもそも同種別、異種別ともに他施設や他機関の職員との相談・連携する時間もないため、そういったしくみがつくられていないとも考えられる。

今回の調査結果から、実際保護者支援の困り感を持っている支援者は多くいることから、職場内だけでは十分対応できているとはいえない状況が明らかとなった。また、5割の支援者が「職場内研修の充実」について、3分の1以上が「外部研修への参加」について「保護者対応に必要なこと」と回答し、支援者のスキルアップについても支援者自身が必要と考えていることがわかった。子育て支援現場の多様な働き方をしている職員一人一人が、困りごとを一人で抱え込まないために、まず、職場内で情報共有するための工夫や環境を整備することが必要である。加えて、同じ種別の他施設・他機関において、同職種の人との交流により経験を共有しあうことは対応方法を豊かにすることにつながる。また、困ったことの内容によっては、異なる種別の他施設・他機関において交流・相談すること（例えば、「家庭支援の必要な保護者にアドバイスやサポート」、「障害を持たれている保護者」の対応などについて児童家庭支援センターや障害児支援施設の職員に聞くこと）で支援者自身の知識や技

術が増え、ケースの見方が広がることにもなる。このように、職場外の同・異種別の施設・機関の、同職種・異職種との交流、情報交換、新たな支援方法を学ぶことは保護者支援の力量の向上につながることから、職場内外の交流・連携のしくみをつくることも支援者を支援する方法として有効であると考えられる。

おわりに

社会の変化に伴い、子どもや保護者が変容し、個々の家庭の子育て力や子育て家庭を支えるインフォーマルな支援が低下したなか、子育てを支援してくれる存在として子ども支援実践現場の役割が増している。そのため、子ども支援実践現場において支援者が子育てを支えていくために、今まで以上に保護者と関わる必要がでてきた。

調査結果では、保護者の「子育ての当たり前」や「子ども支援に対する考え方」が支援者とは異なっていることが明らかとなった。子ども支援実践現場において支援者自身が持つ子ども支援の専門性を発揮し子育てを支援していくために、保護者自身に対する理解、子育てや子ども支援に関する保護者と支援者の認識の違い、それを踏まえた対応力が必要である。そのため、個々の支援者の保護者対応力を向上させていくうえでの具体的な支援者支援の構築が求められる。

ただ、アンケートの自由記述欄の、「保護者とのトラブルに備えて弁護士との連携も視野に入れ」た対応についての記述があるように、本来の各資格・各現場の支援内容を超える保護者支援も必要な場合があることも明らかとなっており、個々の支援者の知識や技術の向上とともに、職場としての対応やソーシャルワーカーなどの保護者支援の専門職の配置や連携など様々な困難な場合に対応できる方法も一方で検討していく必要がある。

最後に、本稿の調査結果は、今回子ども支援実践現場に実施したアンケート調査の全体の結果について述べたもので、アンケート調査対象の施設・機関は4分野に大別することができる。子ども支援実践現場の役割、支援する内容、職員の専門性から考えると、支援の現場の分野によって個別性がありその傾向があるのではないかと考えられる。今後の課題として、アンケート調査の対象施設・機関および職員の専門性等を基にした、個別分野におけるアンケート結果の更なる精査が必要であると考えている。

謝辞

今回のアンケート調査には、熊本県保育協会、熊本市保育園連盟、熊本県私立幼稚園連盟、熊本県学童保育連絡協議会、熊本県社会福祉士会、熊本県医療ソーシャルワーカー協会、熊本県内のさまざまな児童福祉施設、医療・教育・行政・保健機関等のご支援・協力をいただき実施させていただきました。ご協力いただきました皆様にこの場を借りて感謝を申し上げます。

付記

本調査は、2021年度熊本学園大学附属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」（研究代表 出川聖尚子）によって実施しています。

執筆分担

出川聖尚子 はじめに 第1章 第4章 おわりに
岡村ゆかり 第2章 第4章
山西 裕美 第3章 第4章

引用・参考文献

第1章

厚生労働省 (2021) 『人口動態統計』

厚生労働省 (2022) 「保育所等関連状況取りまとめ (令和4年4月1日)」

厚生労働省 (2021) 『国民生活基礎調査』

文部科学省 (2021) 『令和2～3年度 特別支援教育に関する調査の結果について』

厚生労働省 (2021) 「放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況

厚生労働省 (2021) 「障害児通所支援の在り方に関する検討会 第2回 (R3.7.5) 参考資料4「障害児通所支援の現状等について (第1回検討会資料3にP11の資料を追加)」

厚生労働省 (2021) 「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書 (参考資料)」

井上清子他 (2007) 「保育者が感じている問題とカウンセリングニーズ」生活科学研究 29 pp61-69

片山美香 (2015) 「若手保育者による保護者支援の困難さと対応に関する検討—経験に基づく保育者としての成長過程に着目して—」岡山大学大学院教育学研究集録第159号 pp11-20

武藤大司 (2020) 「保育士養成カリキュラム改正におけるソーシャルワーク関連科目の論点整理」安田女子大学紀要 48 pp107-116

高橋真由美 (2015) 「保育所における保護者支援研究の現代的課題」藤女子大学 QOL 研究所紀要 Vol.10 pp141-146

衛藤真規 (2018) 「保護者との関係に関する保育者の専門性の研究動向」東京大学大学院教育学研究科紀要 第58巻 pp79-89

勝浦眞仁他 (2021) 「保護者支援における保育士の抱える困難感のフェーズを探る—保育士による保護者支援のための文献研究—」

陳施燕 (2019) 「保護者支援における保育士の感情労働と専門性」教育福祉研究 第23号 pp13-23

岸本美紀・武藤久枝他 (2019) 「保育者が保護者支援で抱える困難感の内容と構造—先行研究の分析結果から—」岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要 52 pp39-46

堀 裕嗣・宇野 弘恵 (2020) 『保護者対応すまスキル70 小学校低学年1～3年』, 明治図書出版株式会社

山田修三 (2020) 「保育者に求められる子育て支援論」安田女子大学紀要 48 pp117-124

太田祐貴子（2016）「保護者対応と保育士のバーンアウト：看護師との比較から」お茶の水女子大学心理臨床相談センター紀要 18 pp1-11

汐見稔幸・無藤隆監修（2018）「平成30年施行保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説とポイント」ミネルヴァ書房

馬場美穂子（2020）「コミュニケーションにおける違和感とその背景 前提の違いから派生した「ずれ」の事例から」待遇コミュニケーション研究 17巻 pp68-84

第2章

伊藤嘉余子（2007）『児童養護施設におけるレジデンシャルワークー施設職員の職場環境とストレス』明石書店

岸本美紀・武藤久枝他（2019）「保育者が保護者支援で抱える困難感の内容と構造ー先行研究の分析結果からー」岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要 52, 39-46

熊本県（2022）「熊本県内の保育所・幼稚園・認定こども園等一覧について」
（URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/35/97774.html>）

熊本県企画振興部統計調査課（2021）『令和3（2021）年版熊本県の人口』

熊本県健康福祉部（2019）「健康福祉行政の概要（別冊資料）健康福祉関連施設一覧平成30年度」
（URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/45940.pdf>）

厚生労働省（2021）「令和3年（2021）人口動態統計月報年計（概数）の概況」

第3章

出川聖尚子・山西裕美・岡村ゆかり（2022）『熊本学園大学附属社会福祉研究所調査研究費「子ども支援の実践現場における保護者対応の事例研究」アンケート調査結果報告書』.